

自衛消防訓練の 疑問を解決します!!

目次

- ◇ 自衛消防訓練とは P01
- ◇ 自衛消防訓練実施フロー P02
- ◇ 訓練の実施方法
 - 総合訓練 P03
 - 部分訓練
 - ・ 通報訓練 P04
 - ・ 消火訓練 P05
 - ・ 避難訓練 P06
- ◇ 訓練結果を踏まえた対応 P07
- ◇ 参考資料
 - 総務省消防庁公開マニュアル等 P08
- ◇ 参考様式
 - 訓練シナリオシート P09
- ◇ 問合せ先一覧 P10



自衛消防訓練とは

防火管理者を選任する必要がある防火対象物は、消防計画を作成し、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施が義務付けられています。

特に、特定防火対象物※では「消火訓練」及び「避難訓練」を年2回以上実施することが義務付けられています。

火災は、いつ、どこで発生するか予測できません。もし火災が起こってもあわてずに行動できるよう、繰り返し訓練を実施しましょう。

※ 消防法施行令別表第1 (1)から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、又は(16の3)項の用途に供する防火対象物

訓練の種類

種別	訓練の内容
消火訓練	建物内に設置している消火器や屋内消火栓の設置位置を把握するとともに、操作方法を習得する
避難訓練	<ul style="list-style-type: none">・ 避難経路を確認する・ 避難器具、防火戸、防火シャッターの設置位置を把握するとともに、操作方法を習得する・ 避難者を階段などの避難経路を使って安全な場所まで避難誘導する
通報訓練	<ul style="list-style-type: none">・ 119番通報の方法を習得する・ 自動火災報知設備や放送設備の使用方法を習得する

※ 上記すべてを一連の動きで行う訓練を「総合訓練」といいます。

訓練の実施時期及び回数

種別	実施時期・回数	
	特定防火対象物	非特定防火対象物
消火訓練	年2回以上	消防計画に定める回数
避難訓練	年2回以上	消防計画に定める回数
通報訓練	消防計画に定める回数	消防計画に定める回数

※ □ = 消防法により義務づけられています。

自衛消防訓練実施フロー

消防計画に基づき自衛消防訓練を計画

消防署への事前通報（※）

自衛消防訓練の実施

訓練の振り返り・消防計画の見直し

※ 消防署への事前通報

- 次の建物は訓練実施前に消防署への通報が義務付けられています。

対象となる用途	訓練内容
政令別表第(1)から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項又は(16の3)項	消火訓練 及び 避難訓練

- 消防署への事前通報は、「自衛消防訓練通報書」を建物の所在地を管轄する消防署にご提出いただくか、電子申請をご利用ください。

様式のダウンロード・電子申請
はこちらから



広島市 ____ 消防署あて	
□防火 □防災 管理者 _____	
自衛消防訓練通報書	
防火対象物の所在地	
防火対象物の名称	
実施日時	年 月 日 時 分
実施場所等	□上記防火対象物 □その他() ※ その他の場合は研修名等を記載してください。
訓練種別	□防火訓練 □防災管理に係る訓練
	□消火訓練 □避難訓練
	2次元コード
担当者	電話() -
通報欄	* 受付欄(消防署使用欄)
事前通報(通報書提出)日	受付印(受領特記事項)
年 月 日	

【留意事項】

- 本書に必要事項を記入し、所轄消防署あて、1部提出してください。
なお、伝送による個人情報漏洩防止の観点から、FAXでの送信は行いません。
- 所轄消防署への事前通報及び訓練の状況を防火管理維持台帳等へ記録してください。
- 本書を保管することにより記録に代える場合は「通報欄」に「事前通報(通報書提出)日」を記載してください。
- 雨天等で中止又は延期する場合は、所轄消防署へお知らせください。

【問合せ先】

中消防署(082-546-3511)	安佐南消防署(082-877-4101)
東消防署(082-263-8402)	安佐北消防署(082-814-4795)
南消防署(082-261-5181)	安芸消防署(082-822-4349)
西消防署(082-232-0381)	佐伯消防署(082-921-2236)

訓練の実施方法（総合訓練）

※ 本内容はあくまで例です。
必ずしも本内容のとおり実施しなければならないというものではありません。

STEP 1 訓練シナリオ（P09参照）の作成

訓練シナリオ			
出火箇所：〇階〇〇室			
逃げ遅れ：〇〇室に1名			
状況	任務		
	通報連絡担当	初期消火担当	避難誘導担当
	〇階〇室で待機	〇階〇室で待機	〇階〇室で待機
火災発生	・自動火災報知設備の受信機で出火箇所を確認 ・出火箇所を初期消火担当へ連絡	通報連絡担当から指示を受け、出火箇所の確認	
火災発見	初期消火担当から指示を受けて「模擬119番通報」を実施	・各担当へ通報・避難を指示 ・初期消火を実施	初期消火担当から指示を受けて〇階（出火階）の避難誘導開始
初期消火失敗	管内放送実施	出火室の扉を閉鎖し、避難誘導担当と協力し避難誘導	〇階（出火階直上階）の避難誘導
消防隊到着	初期消火担当・避難誘導担当から情報伝達を受け、消防隊へ情報伝達	・避難完了 ・人員確認し情報伝達	・避難完了 ・人員確認し情報伝達
備考 逃げ遅れ役：〇〇さん 指令係（119番）役：〇〇さん 消防隊役：〇〇さん			

STEP 2 実践訓練

作成した訓練シナリオに基づき、各担当者が連携し、「火災発生」から「消防隊への情報伝達」までの一連の流れを訓練してください。
それぞれの部分訓練を実施した上で実施することが効果的です（部分訓練の各ページは次のとおり）。

通報連絡：P04参照

初期消火：P05参照

避難誘導：P06参照

訓練の実施方法（通報訓練）

※ 本内容はあくまで例です。
必ずしも本内容のとおり実施しなければならないというものではありません。

STEP 1

火災発見時の対応確認

火災を発見した場合や自動火災報知設備が作動した場合の対応方法を確認してください。

従業員等が火災を発見した場合

- ① 大声で火災が発生していることを周知
- ② 自ら119番通報を実施、又は他の従業員等に依頼

自動火災報知設備により火災を覚知した場合

- ① 受信機で火災場所を確認
- ② 警戒区域図と照合し、場所の詳細を確認
- ③ 火災場所を確認後、自ら119番通報を実施、又は他の従業員等に依頼

STEP 2

実践訓練 ※ 119番通報及び火災通報装置による通報は行わないでください。

「通報者」役と「指令係（119番）」役に分かれて訓練を実施してください。

通 報 者 役	指令係（119番）役
火事です。	119番広島市消防局です。火事ですか。救急ですか。
	場所を教えてください。
□□区△△町○○丁目○番○○号 ○○ビルです。	何が燃えていますか。
○○が燃えています。	何階建ての何階ですか。
○階建ての○階です。	けが人や逃げ遅れはいますか。
	今お使いの電話番号と、あなたのお名前を教えてください。
通報者：○○○-○○○○です。名前は○○○○です。	消防車を向かわせましたので、サイレンが聞こえたら誘導をお願いします。

訓練の実施方法（消火訓練）

※ 本内容はあくまで例です。
必ずしも本内容のとおり実施しなければならないというものではありません。

STEP 1

消火設備の取扱い手順を確認

基本的な操作方法や設置位置を確認しましょう。

消火器の操作方法

- ① 安全栓（黄色い栓）を引き抜く
- ② ノズルを取り出し、しっかり握る
- ③ レバーを握り、放射する



屋内消火栓の操作方法（一人操作の場合）

- ① バルブを開放する
 - ② 出火箇所へホースを延長する
 - ③ コックを開き、放水する
- ※ 1号消火栓（2人操作）の場合は、まず起動ボタンを押下し、表示灯の点滅を確認してください。



STEP 2

実践訓練

訓練用消火器を使用した訓練、又は建物に設置されている消火設備を用いてシミュレーション訓練を実施してください。

※ 訓練用消火器は貸出が可能です。借用を希望する場合は、所轄消防署へご相談ください。
（貸出可能本数に限りがあるため、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご承知おきください。）

!
point

（消火器を使用する際）

- ・ 危険を感じたら無理に消火せず避難してください。
※ 炎が天井まで達している、火煙の勢いが強いなど
- ・ 避難経路を確保した上で消火を実施しましょう。

（屋内消火栓を使用する際）

- ・ 2人以上で操作する場合は、ホースを延ばしてからバルブを回して水を出しましょう。
- ・ ホースを延ばす際は、折れないようにきれいに延ばしてください。

訓練の実施方法（避難訓練）

※ 本内容はあくまで例です。
必ずしも本内容のとおり実施しなければならないというものではありません。

STEP
1

避難経路や誘導方法を確認

避難経路の確認

- ① 建物の避難口・避難階段・誘導灯等の場所を確認する
- ② 避難器具の設置場所・使用方法を確認する



避難誘導方法の確認

- ① 「火事だー」と周囲に火災の発生を知らせる
- ② 使用可能な避難経路を確認する（第1優先は階段避難）
- ③ 火災の発生した階とその1つ上の階を優先して避難誘導を行う
- ④ その後、上階の避難誘導を行い、最後に下階を行う
- ⑤ 逃げ遅れやけが人の確認を行う

!
point

通路等に火災発生時に避難の支障となる物品が置かれていないか、防火戸の閉鎖の支障となる物品が置かれていないか確認してください。

STEP
2

実践訓練

入居者や建物利用者を実際に誘導して避難させてください。

!
point

- ・ 誘導は曲がり角等で行うことが効果的です。
- ・ メガホンや拡声器がある場合は活用しながら、大きい身振り手振りで誘導しましょう。
- ・ ホテルなど、個室が多い建物で逃げ遅れの有無を確認する場合は、同じ部屋を何度も確認することがないよう、事前に確認済の目印を決めておきましょう。
- ・ 避難の際は、エレベーターを使用しないでください。
- ・ 一度屋外に避難したら、建物内に戻らないでください。

訓練結果を踏まえた対応

STEP 1

訓練の振り返り・繰り返し

- 訓練実施後は必ず、振り返りを行きましょう。
- 課題や改善点等がある場合は、対応を検討しましょう。
- 検討した対応をもとに、繰り返し訓練を実施しましょう。

STEP 2

必要に応じた消防計画の見直し

- 訓練を実施してみて、消防計画に定めている自衛消防隊の編成や任務がそぐわない場合は、見直しを検討しましょう。
- 実際の火災時等に、適切な自衛消防活動が行えるよう、訓練の時期・回数の見直しを検討しましょう。

火災が発生した場合、不安や焦り等から、正常な判断力が失われることがあります。

いざという時に最適な自衛消防活動ができるよう繰り返し訓練を行い、防火管理体制の充実・強化に努めてください。

備えあれば憂いなし

参考資料（総務省消防庁公開マニュアル等）

総務省消防庁では、建物の利用形態や特徴等に特筆した以下のマニュアル等を公開しています。

該当する事業所の場合は、以下のマニュアル等についても参考とした上で、訓練を実施してください。

自力避難が困難な方が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-2.html>



外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html>



個室型店舗の消防訓練マニュアル映像資料

<https://www.fdma.go.jp/publication/movie/post-5.html>



直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221216_yobou_639.pdf



大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-19.html>



関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-18.html>



国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-5.html>





問 合 せ 先 一 覧

広島市中消防署予防課

〒730-0051 広島市中区大手町五丁目20番12号

TEL : 082-546-3511 FAX : 082-542-7720

広島市東消防署予防課

〒732-0052 広島市東区光町二丁目12番6号

TEL : 082-263-8402 FAX : 082-263-7489

広島市南消防署予防課

〒732-0824 広島市南区の場町二丁目5番14号

TEL : 082-261-5181 FAX : 082-261-5191

広島市西消防署予防課

〒733-0023 広島市西区都町43番10号

TEL : 082-232-0381 FAX : 082-232-3293

広島市安佐南消防署予防課

〒731-0103 広島市安佐南区緑井一丁目10番3号

TEL : 082-877-4101 FAX : 082-877-9462

広島市安佐北消防署予防課

〒731-0223 広島市安佐北区可部南四丁目26番13号

TEL : 082-814-4795 FAX : 082-814-9931

広島市安芸消防署予防課

〒736-0045 安芸郡海田町堀川町3番12号

TEL : 082-822-4349 FAX : 082-822-9119

広島市佐伯消防署予防課

〒731-5128 広島市佐伯区五日市中央七丁目25番18号

TEL : 082-921-2236 FAX : 082-921-5336